

## 個人情報保護法の運用改善を求める

12月7日に開催された参議院内閣委員会の一般質疑にて質問に立ちました。個人情報保護法が2年前に改正され、各地方公共団体の個人情報保護条例が交通ルールの下で統一化されました。それまで独自の条例により被差別部落の所在地名などを要配慮個人情報として取り扱っていた地方公共団体の運用が、統一化により後退する状況が散見されます。委員会質疑で、法上の「社会的身分」という文言の解釈が曖昧となっていると思われることを指摘し、要配慮個人情報の中の「社会的身分」には「被差別部落出身」であることが含まれることを答弁で明確にすることができました。また、各地方公共団体の施行条例において条例要配慮個人情報を規定している団体等について調査すること、地方公共団体が法解釈の際に参考にする事務対応ガイドとQ&Aの記載について改訂を含めた検討をすることも答弁で引き出すことができました。ネット上の被差別部落所在地名の公開や自治体現場での意図しない部落差別などの発生防止につながることを期待します。